

ごみ分別パンフレット

R 7. 2 改訂版

資源を大切に正しく分別をしましょう！（令和7年2月より、一部変更されます！）

すべてのごみは収集日の朝8時までに決められた場所に出しましょう！（前日のごみ出しは美化・防犯上、ご遠慮ください。）
新聞紙、ダンボール、雑誌類・雑紙、紙パック以外は必ず、45ℓ以下の透明か半透明の中身が見えるごみ袋に入れてください！

区分・収集日		主な種類	出し方の注意事項
燃やせるごみ 週2回 毎週 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 曜日			<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ等は水切りをしてください。 ●天ぷら油等の廃油は新聞紙等に吸わせるか、固化材で固めてください。 ●紙おむつは汚物を取り除いてください。 ●木くず、剪定くずはごみ袋に入れるか、長さ50cm、太さ10cm程度に切ってひもで縛って出す。(3袋以上の量となる場合は、持ち込んでください。) ●汚れの落ちないプラスチック製容器包装や紙パックは燃やせるごみに出してください。
月2回第 <input type="checkbox"/> 週の各曜日	月曜日 プラスチック製容器包装 紙パック 古着類		<ul style="list-style-type: none"> ●マーク表示がついているものが対象となります。 ●汚れがとれないものは、マーク表示があっても「燃やせるごみ」に出してください。 ●古着は透明か半透明の袋に入れて、雨天の際には雨にぬれないように出してください。 ●紙パックは、水洗いして開いて束ね、十字に縛って出してください。 ●汚れが落ちないものやアルミ箔を使用した紙パックは「燃やせるごみ」に出してください。
	火曜日 燃やせないごみ ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトルは醤油などの調味料、飲料用のペットボトルが対象です。 ●ペットボトルは水洗いをして、キャップラベルを外してください。汚れがとれないものは、「燃やせるごみ」に出してください。 ●ガラス製品やせともの類の破片、包丁等の刃物は、紙や布に包み「キケン」と表示してください。
	水曜日 新聞 ダンボール		<ul style="list-style-type: none"> ●新聞紙は、ごみ袋に入れている場合は、袋ごと十字にひもで縛ってください。 ●折り込み広告は新聞紙と一緒に出してください。 ●新聞紙にカタログ類は混ぜないでください。 ●ダンボールは畳んでひもで縛ってください。 ●ダンボールに貼られているテープやホッチキスの針は取り除いてください。
	木曜日 カン びん	 <p>※令和7年2月より、かんとびんは別々の袋に入れてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年2月より、カンとびんは別々の袋に入れて出してください。 ●   マークのある13cm×13cm×18cm以下のかんが対象です。それ以外のものは、「燃やせないごみ」に出してください。 ●びんは、ふたを取り、中身を水洗いしてください。汚れが取れないもの、割れているもの、ガラス製の容器は「燃やせないごみ」に出してください。
	金曜日 燃やせないごみ ペットボトル スプレー缶		<ul style="list-style-type: none"> ●燃やせないごみ、ペットボトルについては火曜日の欄を参照してください。 ●スプレー缶は、「燃やせないごみ」と必ず袋を分け、穴を開けずに出してください。
	土曜日 雑誌類 雑紙 使用済小型家電 有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ●雑紙はひもで縛るか、ダンボールへ入れる、または雑誌に挟み込んで出してください。 ●本、カタログ、冊子、辞典、雑誌などはひもで十字に縛って出してください。 ●有害ごみは、袋に「有害」と表示してください。 ●リチウムイオン電池等の小型充電式電池(モバイルバッテリー含む)は、絶縁処理をして有害ごみとして出してください。 ●電池を使用する小型家電は、電池を抜いてください。 ●小型家電に付属するリチウムイオン電池等の小型充電式電池は、可能であれば取り外し、絶縁処理を行って、有害ごみとして出してください。取り外せない場合は、そのまま小型家電として出してください。

分別や処分方法で、ご不明な点等がございましたら「**家庭ごみ分別の手引き**」をご参照ください。

粗大ごみについて

単体で45ℓの袋に入らないもの、袋が重量に耐え切れずに破れてしまうものは、粗大ごみとなります。
 蛍光灯・粗大ごみはリクエスト収集(令和7年5月2日まで ☎0743-64-5600)へお申し込みください。
 (令和7年5月7日以降 ☎0743-85-7555)

校区区分別ごみの収集日

校区	燃やせるごみ	燃やせないごみ・資源ごみ
丹波市	月・木曜日：川原城町、丹波市町、守目堂町、田町、 勾田町（あしびヶ丘を除く）、御経野町、杣之内町、 杣之内住宅 火・金曜日：勾田町（あしびヶ丘） 水・土曜日：藤井町	第1・3週
山の辺	月・木曜日：内馬場町、布留町、豊井町、三島町、豊田町、 田部町（北大路線より南）、杣之内町木堂、滝本町 水・土曜日：石上町、別所町、田部町（北大路線より北）、岩屋町、 上仁興町、下仁興町、苅原町	第1・3週
前栽	月・木曜日：田井庄町（田・櫛本線より東）、 指柳町（北大路線より南、田・櫛本線より東） 火・金曜日：前栽町、杉本町、平等坊町、小路町、中町、南六条町、 指柳町、喜殿町、田井庄町（田・櫛本線より西）、富堂町、 岩室町 水・土曜日：指柳町（JR線側）、上総町、小田中町	第1・3週：田井庄町（田・櫛本線より東） 第2・4週：前栽町、杉本町、平等坊町、小路町、中町、南六条町、 喜殿町、上総町、小田中町、指柳町、 田井庄町（田・櫛本線より西）、富堂町、岩室町
井戸堂	火・金曜日	第1・3週：九条町、備前町、吉田町 第2・4週：西井戸堂町、東井戸堂町、合場町、小島町
二階堂	火・金曜日：庵治町（嘉幡町の一部含む）、二階堂上ノ庄町、 二階堂北菅田町、二階堂南菅田町、荒蒔町、稲葉町 水・土曜日：嘉幡町	第2・4週
朝和	火・金曜日	第1・3週：佐保庄町、三昧田町、福知堂町、永原町、長柄町、西長柄町、 兵庫町（東境界部を除く）、新泉町、中山町、 成願寺町（国道沿い）、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町 第2・4週：兵庫町（東境界部）、岸田町、成願寺町（国道沿い除く）
柳本	火・金曜日	第1・3週：柳本町（大海）、桧垣町、遠田町、海知町、武蔵町 第2・4週：柳本町（大海を除く）、渋谷町
櫛本	水・土曜日	第1・3週：櫛本町（国道より西）、森本町、中之庄町 第2・4週：櫛本町（国道より東）、櫛町、蔵之庄町、和爾町
福住	水・土曜日	第1・3週

※同じ町内でも、幹線道路沿い等の一部で収集日が異なる場合がありますので、ご近所でご確認ください。

45ℓ以下の透明か半透明の、中身が見える袋で出してください。黒色・青色等の中身が見えない袋は収集いたしかねますのでご注意ください。

天理市が収集できないごみ	一時多量ごみ	引越し等で排出されるごみ、庭木の剪定くず等	ごみの持ち込みをご利用ください。 (詳細は、家庭ごみ分別の手引きをご参照ください。) 令和7年5月7日より、持ち込みには事前予約が必要です。
	事業所からの一般廃棄物	事業所（個人、法人問わず）から排出される一般廃棄物	
	その他	「家庭ごみ分別の手引」をご参照ください。	

天理市が処理できないごみ	家電リサイクル法対象品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機	購入店または買い替えを予定している販売店へ依頼、処分の場合はリサイクル券を購入して指定引き取り場所へ自己搬入してください。
	危険物、有害物	プロパンガスのボンベ、ガソリン・灯油・軽油等、劇薬・農薬、消火器、シンナー等	販売店等にご相談ください。
	感染性医療廃棄物	注射針等医療関係機関から排出される感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物処理業者にご相談ください。
	産業廃棄物	事業活動に伴って排出された廃棄物のうち法令で定められているもの（例：家屋の新築・増改築、解体、その他工事に伴って排出される廃材）	産業廃棄物処理業者にご相談ください。
	施設で処理できないもの	コンクリート（物干し台含む）・瓦・煉瓦・庭石・砂利・土砂（園芸用含む）、耐火金庫、50cc以上の単車、塩化ビニル管、ボウリングの球、自動車及び部品（タイヤ、バッテリー、サイドボード等）、電気温水器、ピアノ、サーフボード、ドラム缶、農機具等	販売店か処理業者などにご相談ください。

ごみの持ち込みについて

令和7年5月7日以降のごみ持ち込みは、事業系・家庭系どちらも事前予約が必要になります。

ごみの持ち込み予約について（詳細は家庭ごみ分別の手引きをご参照ください。）

- ①予約サイト（右記二次元コード）またはお電話（☎0743-85-4890）にてご予約ください。
- ②予約した日時に、天理市清掃管理事務所にお越しください。本人確認及びごみの確認をさせていただきます。
- ③確認後、処理施設入場用の二次元コードを受け取って、処理施設に移動してください。



※注意※ 可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、資源ごみはそれぞれ下ろす場所が異なります。混載の場合は①資源ごみ②粗大・不燃ごみ③可燃ごみの順に下ろせるように積んでください。

持ち込み処理手数料

ご家庭のごみ	100kgまでは無料、100kgを超える分については10kgにつき80円（10kg未満切上げ）
事業所のごみ	10kgにつき160円（10kg未満切上げ）
小動物	1頭（匹）につき1,030円 435mm×335mm×320mm以下のダンボール箱に入れて持ち込んでください。廃棄物として処理しますので、遺骨等の回収はできませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

天理市環境クリーンセンター TEL:0743-64-3911 FAX:0743-64-4321（令和7年5月6日まで）

天理市清掃管理事務所 TEL:0743-85-7991 FAX:0743-85-7996（令和7年5月7日以降）